

オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託の実施について

今後、系統混雑影響を考慮した供給信頼度評価手法について検討する必要がある。

諸外国の事例を事前に調査した結果、オーストラリアでは再エネ導入が進んでおり、かつ地内送電線の潮流制約を考慮した条件で供給信頼度評価を実施していることが判明したことから、オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託を外部委託にて実施するため入札を実施する。

1. 調達

(1) 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）とし、技術点、価格点の内訳は以下のとおり
「総合評価点（300点）＝技術点（200点）＋価格点（100点）」

(2) 入札等のスケジュール（予定）

2023年10月25日（水）		公告
2023年11月7日（火）	13時30分	入札説明会
2023年11月8日（水）	17時	入札に関する問い合わせ締切
2023年11月13日（月）		問い合わせに対する回答の公表
2023年11月17日（金）	15時必着	入札書、提案書等提出締切
2023年11月21日（火）		技術審査プレゼンテーション実施
2023年11月29日（水）		落札者決定

(3) 契約期間（予定）

2023年12月（契約締結後）～2024年3月18日まで

※ その他仕様等については添付資料参照

2. 開札の実施および落札者の決定

開札については、総務部長が実施することとし、落札者の決定および契約の締結については、別途、理事会で議決する。

以上

【添付資料】

入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札仕様書、応札資料作成要領、提案書雛形、適合証明書、評価項目一覧、評価手順書）

オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する
調査委託

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関
2023年10月

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託」に係る入札公告（2023年10月25日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 入札仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 入札仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札参加資格

- (1) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「D」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- (9) 受託者は以下の資格要件を満たす主任者・担当者を配置する事ができる者であること。
 - ・海外の電気事業に関する調査業務経験があること。
 - ・調査のために必要な語学力があること。
 - ・海外機関からの情報収集能力を有すること。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2023年11月 7日（火）13時30分～（30分程度）

参加資格：「2. 入札参加資格」を満たす者

その他：・ 入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・ 入札説明会はWebで実施する。参加を希望される事業者は2023年11月 2日（木）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名、及び連絡先を記載の上、メールにて申し入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

入札に当たっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知の上、入札すること。

提出期限：2023年11月17日（金）15時必着で必要書類を郵送又は持参すること。

提出書類：提案書 ・ ・ ・紙媒体1部 電子媒体1部

- ・ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
- ・ 入札書 ・ ・ ・別途封入すること
- ・ 契約書（案）
- ・ 適合証明書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部会計室

「オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託」 入札係

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

6. 技術審査のプレゼンテーション（Web実施）の日時

2023年11月21日（火）

時間については、入札者に別途連絡の上、調整

7. 入札参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 入札参加資格」に示した入札参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除

11. 契約書作成の要否

要（日本語）

12. 納入物

入札仕様書記載の成果物とする。

13. 検収条件

納入物の検査合格（納入物の内容が本契約の内容に適合すると判断された場合）をもって検収とする。

14. 支払条件

契約代金は、検収後、当月末日までに支払うものとする。

15. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーション及び調査報告書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

17. その他

- (1) 入札参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) 入札金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。ただし、東京 23 区外への出張経費は当該金額に含めないこと（文献調査・メール・WEB会議で対応可能と考えられるため）。
- (4) この入札に関して不明な点は、2023年11月 8日（水）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2023年11月13日（月）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ>調達情報

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額 (円)	積算内訳
1. 人件費	パートナー マネージャー スタッフ	00,000,000	パートナー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz マネージャー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz スタッフ @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz (注1: クラス別、人件費単価については、 必ず記載すること。)
2. 諸経費等	〇〇〇	000,000	@aa,aaa * bb 人 * 100/110 = ccc,ccc (注2: 消費税及び地方消費税は別掲のため、 交通費等で消費税等が含まれている場合、 除外の上、計上のこと。)
3. 一般管理費		0,000,000	(1. 人件費 + 2. 事業費) の〇% (注3: 小数点以下切り捨て)
4. 小計			1. ~ 3. の計 (注4: 入札金額と一致)
5. 消費税及び 地方消費税			4. 小計 (※) × 10% (注5: 小数点以下切り捨て)
6. 合計			4. 小計 + 5. 消費税及び地方消費税

オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する
調査委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2023年10月

1. 件名

オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託

2. 目的

- ・電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）では、毎年度、供給計画における各供給区域の供給信頼度について検証を行うとともに、容量市場における目標調達量の算定を行っている。
- ・現状の供給信頼度評価においては、モンテカルロ法にて年間 8,760 時間×10,000 回を対象とし、エリア間の不等時性を考慮した融通などを踏まえた精緻な評価を行っている。
- ・一方、混雑管理手法としてゾーン制やノードル制の導入が検討されているが、供給信頼度評価に適用するにあたっては、EUE 算定ツールにおけるエリア内系統模擬の困難さや計算の長時間化などの課題がある。このため、系統混雑影響を考慮した供給信頼度評価の在り方について検討する必要がある。
- ・海外の供給信頼度評価においては、エリア内の系統模擬を考慮した SCED（信頼度制約付き経済負荷配分）による発電機の出力配分が可能であり、かつモンテカルロシミュレーション機能も備えた算定ツールを採用している事例がある。本機関の事前調査の結果、オーストラリアの AEMO が実施している供給信頼度評価では、系統混雑影響を考慮した評価を実施している可能性があると考えられる。本調査では、主にオーストラリアの供給信頼度評価におけるモデル作成方法や算定ツールの詳細について確認する。
- ・また、供給信頼度評価に基づいた容量メカニズム制度に関して、参加要件や約定処理における系統混雑の考慮の有無や電源立地誘導インセンティブの有無についても確認する。
- ・なお、本調査で得られた知見については、日本における系統混雑影響を考慮した供給信頼度評価手法の検討（ツール改修含む）に活用する。

3. 委託の前提条件

本機関が開催している、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会における資料のうち、モンテカルロ法を採用した供給信頼度評価の内容を確認しておくこと。

- ・ 第 6 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2016 年 9 月 1 日開催）
- ・ 第 10 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2016 年 10 月 31 日開催）
- ・ 第 11 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2016 年 11 月 24 日開催）
- ・ 第 13 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2017 年 2 月 24 日開催）
- ・ 第 14 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2017 年 3 月 23 日開催）
- ・ 第 18 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2017 年 7 月 31 日開催）
- ・ 第 25 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018 年 3 月 5 日開催）
- ・ 第 28 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018 年 5 月 16 日開催）
- ・ 第 29 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018 年 6 月 18 日開催）
- ・ 第 30 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018 年 7 月 4 日開催）
- ・ 第 31 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2018 年 7 月 25 日開催）

- ・ 第 32 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2018 年 9 月 7 日開催)
- ・ 第 40 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019 年 6 月 14 日開催)
- ・ 第 41 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019 年 7 月 10 日開催)
- ・ 第 42 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019 年 8 月 27 日開催)
- ・ 第 43 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019 年 9 月 30 日開催)
- ・ 第 46 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2019 年 12 月 20 日開催)
- ・ 第 53 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2020 年 9 月 3 日開催)
- ・ 第 58 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2021 年 3 月 3 日開催)
- ・ 第 74 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2022 年 6 月 28 日開催)
- ・ 第 79 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2022 年 11 月 22 日開催)
- ・ 第 81 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2023 年 1 月 24 日開催)
- ・ 第 83 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2023 年 2 月 20 日開催)

受託者における調査 (4 項参照) の背景として、海外の供給信頼度評価の動向を把握しておくこと。

4. 委託業務

(1) 業務の内容

受託者は下記の業務を行うこと。なお、受託者は業務の実施に当たり、実施計画書を策定し本機関と合意した後、業務を開始すること。

- ① AEMO における供給信頼度評価の概要、各諸元 (需要、供給力、系統モデル) の模擬方法および必要供給力算定手法の詳細に関する調査
 - ・ 本機関における事前調査内容の確認
 - ・ 信頼度評価および必要供給力算定の考え方および手順の詳細
 - ・ モンテカルロ法における試行回数設定と計算時間の考え方
 - ・ 系統モデルの模擬方法の詳細 (対象となる電圧階級、送電線制約方程式)
 - ・ 需要および供給力の模擬方法の詳細 (使用データおよび算定手順)
 - ・ 再生可能エネルギー (太陽光・風力・水力) の模擬方法および
 - ・ その他の本機関における調査での不明点 (別途提示)
- ② AEMO における容量メカニズム制度の詳細に関する調査
 - ・ 制度の考え方や約定処理の詳細
 - ・ 参加要件や約定処理における系統混雑の考慮の有無
 - ・ 市場制度における電源立地誘導インセンティブや価格シグナルの有無
 - ・ アンシラリー市場との関係性

調査にあたり、以下の観点で調査すること。

- ① 需要、供給力、系統モデルの具体的な模擬方法 (算定手順および結果) や供給信頼度評

価手法の具体的な手順について、図表を使用して解説。

- ② 採用されている需要、供給力、系統モデルの模擬方法の課題も含めて調査。
- ③ 日本で採用されているモデルとの差異という観点から調査。

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に報告すること。また、工程・品質・課題などの状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。なお、報告は2週間に1回程度、メールまたは要すればWEB会議とする。

作業遅延および外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、都度、本機関に報告し、調整を行うこと。

受託者は本業務実施に際して、本機関の課題を十分に理解した上で、調査・報告すること。

受託者は以下のタイミングで報告書を作成、事前配布し、本機関に提出するとともに、説明会を行うこと。

2024年1月22日（仮）：中間報告書による説明会

2024年3月15日（仮）：最終報告書による説明会

（説明会后、速やかに最終報告書を提出すること）

なお、業務実施期間中に本機関から指示があった場合は、速やかに指定された情報を提出することとする。

本機関に提出する情報（報告書含む）は、必ず情報ソースを明記し、バックデータも含めて提出すること。

（2）資料作成・提出

受託者は以下の資料を作成・提出すること。電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF など）での提出を基本とする。

- ・ 実施計画書：作業着手前に提出
- ・ 定期報告書：進捗状況を隔週報告
- ・ 中間報告書：中間報告説明会前に提出
- ・ 最終報告書：最終報告説明会前に提出、説明会后更新あれば最終版を提出

（3）業務場所

受託者は、受託組織内において、業務を行うこととする。

（4）情報管理

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩しては

ならない。

- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面（再委託承認申請書）をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

(5) その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を行うこと。

5. 業務体制および資格要件

- ・ 本業務の目的および業務場所などの状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・ 業務を実行するにあたり、専門性や期間・規模を考慮し、受託者は業務を行った経験がある担当者を選任することとし、その場合は以下の要件を満たすものとする。なお、主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。
- ・ 供給信頼度評価に関する海外機関との人的ネットワークを有すること。
- ・ 文献調査だけでなく、メールやWEB会議による情報収集・交換能力を有すること。

(1) 主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

- ・ 海外の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

(2) 担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

- ・ 海外の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

6. 業務実施上の注意事項

- ・ 作業遅延などの理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制などに係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格および経験などを保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

7. 業務期間

2023年12月（契約締結後）～2024年3月18日までとする。

以上

オーストラリアにおける供給信頼度評価に 関する調査委託

応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

2023年10月

目 次

- 第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料
- 第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領
 - 2.1 評価項目一覧の構成
 - 2.2 提案要求事項
 - 2.3 添付資料
- 第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明
 - 3.1 提案書の構成及び記載事項
 - 3.2 提案書様式
 - 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
 - 3.4 留意事項
- 第 4 章 別紙
 - 4.1 （別紙 1）提案書雛形
 - 4.2 （別紙 2）適合証明書

本書は、「諸外国における供給信頼度評価に関する調査委託」に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札仕様書	「諸外国における供給信頼度評価に関する調査委託」の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札書	別添支出計画書とともに、入札金額を記載したもの。提案書とは別途、封入し提出すること。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が提案する業務委託の内容、実施体制等 ・ 実施計画 ・ 業務従事者の資格、確保 ・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等 (別紙1) 提案書雛形を参照のこと。
④ 契約書(案)	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案。
⑤ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。 (別紙2) 適合証明書を参照のこと。
⑥ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書 (写)	令和04・05・06年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で等級「D」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有することを証する通知書の写し。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
4	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧」の提案要求事項における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次分類	電力広域的運営推進機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	電力広域的運営推進機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	電力広域的運営推進機関
得点配分	各項目に対する最大加点	電力広域的運営推進機関
評価基準	各提案要求事項における基礎点及び加点別の分類	電力広域的運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

2.3 添付資料

評価項目一覧中の補足添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 5 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	電力広域的運営推進機関
資料内容	応札者に提案を要求する内容	電力広域的運営推進機関
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	電力広域的運営推進機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の提案要求事項及び添付資料の提案書の目次に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第 4 章（別紙 1）「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は A4 判カラーにて、電子ファイルで提出すること。
- ③ 電子ファイルの形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これに拠りがたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則として受託者が選任する主任者に該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点で 1 社あたり 45 分程度（発表 30 分、質疑応答 15 分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ③ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2023年11月8日(金)17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室(契約担当)

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 別紙

4.1 (別紙1) 提案書雛形

4.2 (別紙2) 適合証明書

(スライドタイトル)

4.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

評価項目一覧の大項目～小項目と整合させる

評価項目一覧を参照して提案書を作成する。

ア. 評価基準欄に記載の基礎点及び加点のポイントに対応した提案を記述する。特に、評価区分欄が「必須」となっている事項については必ず記述すること。

イ. 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。

■ 連絡先

- 担当者名 XX XX
- 電話(FAX) XX-1XXXX
- メールアドレス XXX@XXXXXX

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	機能	適合※1	補足※2
入 札 資 格	2-1 (1)	令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「D」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。		
	2-1 (2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2-1 (3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2-1 (4)	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2-1 (5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2-1 (6)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。		
	2-1 (7)	自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。 （注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 （注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2-1 (8)	破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2-1 (9)	受託者側の主任者・担当者は以下の資格要件をみたすこと。 ・海外の電気事業に関する調査・分析業務経験があること。 ・調査のために必要な語学力があること。		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、添付資料がある場合は同封し提出をお願いします。

評価項目一覧

提案書の目次			提案要求事項	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 業務委託の目的、内容及び実施方法										
	1.1	業務委託目的	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。		
	1.2	業務委託内容	・業務委託内容が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性・独創性）。	必須	30	5	25	・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託提案が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性・独創性）。		
	1.3	業務委託実施方法	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。	必須	30	5	25	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。		
2 業務委託実施計画										
	2.1	業務委託実施計画	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は 妥当か。 ・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	25	5	20	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は妥当か。 ・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。		
3 業務委託実施体制										
	3.1	業務委託実施体制・役割分担	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	25	5	20	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応でき、委託目的・内容を効率的かつ効果的に達成する体制が備わっているか。	
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績	・組織として海外の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。 ・組織として業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・組織として調査対象となる海外機関（AEMOなど）とのネットワークを有するか。	必須	45	10	35	・組織として海外の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。	・組織として業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・組織として調査対象となる海外機関（AEMO）とのネットワークを有するか。	
	3.3	業務委託従事予定者の専門性、類似事業実績	・業務委託従事予定者に、業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・業務委託従事予定者に、海外の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。 ・業務委託従事予定者は、調査対象となる海外機関（AEMOなど）とのネットワークを有するか。	必須	30	10	20	・業務委託従事予定者に、海外の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。	・業務委託従事予定者に、類似事業の実績を踏まえ業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・業務委託従事予定者は、調査対象となる海外機関（AEMO）とのネットワークを有するか。	
	3.4	業務委託遂行のための経営基盤・管理体制	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	必須	10	5	5	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	

オーストラリアにおける供給信頼度評価に
関する調査委託

評価手順書（加算方式）

電力広域的運営推進機関

2023年10月

本書は、「オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち評価区分が必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「評価項目」の、評価区分が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「評価項目」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価基準の基礎点の基準を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応札者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各評価項目の評価基準の加点欄に沿って評価を行う。

「オーストラリアにおける供給信頼度評価に関する調査委託」に関する質問等

電力広域的運営推進機関

No.	質問日	質問者 (会社名、所属、役職、氏名)	仕様書等該当箇所 (ページ、項目等)	質問
1				
2				
3				
4				
5				
6				